

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 3月28日に不適合管理委員会では審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：26件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	計装用空気系空気貯槽圧カスイッチの点検時、圧力検出元弁にシートリークが認められたため、当該弁を交換	D	
2	1号機	復水再循環調節弁用電気・空気信号変換器の計装用空気減圧弁の点検時、出口側継手部よりエアリークが認められたため、当該弁を交換	D	
3	1号機	循環水ポンプ（A）の点検時、下部ピット内に不要電線管プルボックスが認められたため、当該プルボックスを取外し	D	
4	1号機	復水脱塩装置A塔苛性通薬温度電気式制御装置の点検時、制御用電源スイッチの不良が認められたため、当該スイッチを交換	D	
5	1号機	復水脱塩装置NO. 1樹脂ストレーナ差圧電気式演算器の点検時、制御電源スイッチの不良が認められたため、当該スイッチを交換	D	
6	1号機	復水脱塩装置NO. 2樹脂ストレーナ差圧電気式演算器の点検時、制御電源スイッチの不良が認められたため、当該スイッチを交換	D	
7	1号機	原子炉冷却材浄化系サンプリングノズル修理に伴う材料検査において、材料検査記録に誤記が認められたため、当該誤記を訂正及び対応検討	D	
8	1号機	活性炭ホールドアップ建屋共通モータコントロールセンタの点検時、仮設電源のブレーカの仕様誤りによる「1号現場盤電源異常」警報の発生が認められたため、対応検討	C	
9	2号機	復水脱塩装置空気圧縮機アフタークーラのドレントラップにおいて、バイパスラインの継手部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	2号機	主タービン主油タンク油移送配管のメガネフランジより油のにじみが認められたため、当該フランジ部を点検・修理	D	
11	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）吐出圧力計において、指示不良（ハンチング）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
12	4号機	非常用ディーゼル発電機（B）用125Vバッテリーパイロットセル（3台）内において、浮遊物（直径1cm程度）計3個が認められたため、対応検討	D	
13	4号機	制御棒駆動機構機能検査（運転圧スクラム）において、制御棒駆動水圧制御ユニット（26-47）に「アキュムレータ異常ドレン水位高」の警報発生が認められたため、検出器を点検	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（26-47）のアクュームレータピストンにリークが認められたため、対応検討	C	
15	4号機	制御棒駆動機構スクラム検査時、制御棒駆動水圧制御ユニット（26-47）に「制御棒駆動機構アクュームレータ圧力低/水位高」の警報発生が認められたため、検査を中断、対応検討	C	
16	5号機	原子炉建屋所内蒸気戻り系配管において、保温材の外れ（1箇所）が認められたため、当該保温材を交換	D	
17	5号機	原子炉建屋5階キャスク洗浄ピット内温度指示スイッチ用補償導線支持金具に外れ（6個）が認められたため、当該金具を取付	D	
18	5号機	ドライウエル除湿冷却系冷却装置用温度指示スイッチ用補償導線の保護カバーに破損が認められたため、当該保護カバーを修理	D	
19	5号機	原子炉建屋給気エアフィルター差圧計において、入口側テスト弁銘板に塗装の付着が認められたため、当該銘板を交換	D	
20	5号機	補助海水ポンプ用電動機冷却水流量スイッチのアクリル保護カバーに破損が認められたため、当該カバーを交換	D	
21	5号機	スクリーン洗浄装置差圧伝送器用電線管の支持金具に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
22	5号機	タービン建屋大物搬入口連絡インターホーン用電線管の点検時、支持金具（3個）に外れが認められたため、当該金具を取付	D	
23	5号機	計器校正用真空管電圧計の点検時、判定基準値に外れが認められたため、当該電圧計を修理	D	
24	5号機	復水ろ過装置サンプリングラック内の低圧復水ポンプ出口金属採取ホルダバイパス配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
25	6号機	原子炉再循環ポンプ（A）シールパージ水供給配管格納容器外側止め弁において、グランド部よりにじみリークが認められたため、対応検討	C	
26	集中環境施設	廃液濃縮系再生廃液供給ポンプ（C）にポンプ吐出圧力の低下による性能低下の可能性が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで